

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構高速実験炉原子炉施設の設置変更許可申請に係る事業者とのヒアリング（101）

2. 日時：令和3年10月22日（金）13：30～15：30

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室
本ヒアリングは、テレビ会議システムで実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

菅原企画調査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、

片野管理官補佐、島田安全審査官、安澤技術参与、羽賀技術参与

長官官房 技術基盤グループ システム安全研究部門

石津主任技術研究調査官、藤田(哲)技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 担当者

大洗研究所 高速実験炉部 部長 他4名

5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、第43条（試験用燃料体）への適合性に関し、常陽で使用する照射燃料集合体の概要及び安全設計の考え方、並びにMK-炉心の照射性能と今後の試験計画について説明があった。

原子力規制庁からは、以下の点を伝えるとともに、本日説明のあった内容については引き続き確認していく旨伝えた。

- MK-炉心の照射性能について、原子炉内の高速中性子束分布の相違だけでなく、従来のMK-炉心やMK-炉心に比べ、燃料や材料の照射実験の目的に応じた照射性能の特徴が分かるように説明すること。
- 型コンパートメントについて、他のコンパートメントとの相違が分かるように 型の特徴を資料に追加すること。
- 安全設計の考え方のうち放射性物質の漏えい量を抑制するための制限では、計画された範囲で燃料要素の健全性を喪失する試験の実施可能回数を

定めているが、実験回数をどのように定めているのかを、設置変更許可申請書添付書類九における平常時被ばくとの関係も踏まえ説明すること。

- 試験用燃料体の輸送時における取り扱いを説明すること。

原子力機構から、承知した旨の返答があった。

6 . 配布資料

資料 1 : 高速実験炉原子炉施設(「常陽」) 第 43 条(試験用燃料体)に係る説明資料

資料 2 : 高速実験炉原子炉施設(「常陽」) MK- 炉心の照射性能 今後の試験計画